



第2期 事業報告書

(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

株式会社ビットアルゴ取引所東京

1. 会社の状況に関する重要な事項

本年度は、昨年度に引き続き仮想通貨交換に関する営業の休止を継続しており、ビジネスプランの構築およびそれに応じた実効的な内部管理態勢の整備など、営業再開に向けた準備に注力いたしました。

また、4月にヤフーグループを引受先とした第三者割当増資を実行し、一定程度の財務の安定性が確保できました。

2. 業務の適正を確保する体制および運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会の決議により文書管理規程等に定め、必要な期間、体系的に保存及び管理を行っており、全ての取締役及び監査役が閲覧できる状態にしている。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

会社のリスク管理及びコンプライアンス体制は、取締役会の決議により、リスク管理規程を中心とする各種規程に定められ、全社的リスクを把握・評価するリスク管理委員会を設置するとともに、主管部門であるリスク・マネージメント部門が中心となって網羅的、体系的な管理を行っている。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

①各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、取締役会の決議により、職務権限規程等を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行っている。

②代表取締役の諮問機関として経営会議を設置し、代表取締役の職務執行の効率化をはかっている。

(4) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

①役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の決議によりコンプライアンス・マニュアルを制定するとともに、役職員に対して定期的な研修を実施している。

②マネー・ロンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、取締役会の決議により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本規程を定め、同規則に基づいた運営及び管理を行っている。

③当社及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正するため、取締役会の決議によ

り、内部通報規程を整備し、これを適切に運営している。

④反社会的勢力による被害を防止するため、取締役会の決議により、反社会的勢力への対応に関する規則等を定め、適切に管理する体制を整備、これを適切に運営している。

⑤上記の実施状況を検証するため、内部監査部署を代表取締役直轄の組織とし、他部門から完全に分離させることで監査の独立性を向上し、有用性を高めている。また、取締役会の承認のもと内部監査計画を策定し、実施した監査結果について代表取締役及び取締役会に報告している。

(5) 監査役への報告に関する体制

監査役は毎月の取締役会に出席し、当社の重要な意思決定に関与している。また内部監査部署や外部監査機関と社内外の情報を共有・連携し、監査の実効性を高めている。

(6) 監査役に報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

役職員は法令違反行為等を発見した場合には、リスク・コンプライアンス部署に通報しなければならない。当該部署は経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるとき、または監査役から報告を求められたときも速やかに報告を実施する。

なお、役職員が通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規程に不利益取扱いの禁止を定めている。

(7) 監査に要する費用の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するために必要な費用の請求したときには、担当部署において確認のうえ、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

いかなる会議体についても監査役が希望すれば、出席できる体制になっている。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名・名称および報酬

氏名・名称	報酬等の額
那須川 進一	1,200千円

なお、上記は監査契約に基づく報酬のみであり、非監査業務の対価は該当ありません。

(2) 報酬等についての監査役等の同意理由

報酬額と適格性等を総合的に勘案し妥当であったため。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には会計監査人の解任を検討するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

4. 会社の支配に関する方針

現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

第 2 期
事業報告の附属明細書
(自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日)

株式会社ビットアルゴ取引所東京

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項

該当する事項はございません。